

TEL/FAX 079-437-0040

地域活動支援センター

〒675-0148 兵庫県加古郡播磨町北吉田1-17-17

特定非営利活動法人 文化・福祉・人権サポート エコノミー

地域活動支援センター

成年後見人等氏名
様

利用者氏名
様

利用登録書

地域活動支援センター

第4条 地域活動支援者による
（支援の内容）

3 第3条 第1項に規定する事務所の職員が、6ヶ月以上前期内に同種の地域活動支援者として就業した場合（主に社会福祉法人等）、必要に応じて同種の地域活動支援者として就業する旨を記載する。

2 第3条 第1項に規定する事務所の職員が、6ヶ月以上前期内に同種の地域活動支援者として就業した場合（主に社会福祉法人等）、必要に応じて同種の地域活動支援者として就業する旨を記載する。

3 第3条 第1項に規定する事務所の職員が、6ヶ月以上前期内に同種の地域活動支援者として就業した場合（主に社会福祉法人等）、必要に応じて同種の地域活動支援者として就業する旨を記載する。

4 第3条 第1項に規定する事務所の職員が、6ヶ月以上前期内に同種の地域活動支援者として就業した場合（主に社会福祉法人等）、必要に応じて同種の地域活動支援者として就業する旨を記載する。

第2案 工の登録期間(法)
(登録期間)

第1条　この登録法、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会活動への参加を促進するため、事業所が個別支援計画に基き、利用者が行うべき必要な支援を行うことを定めます。

利用者 (以下「利用者」をいふ)。法、特定非営利活動法人・文化・人権分野一
般 (以下「事業所」をいふ)。利用者が財團法人職業安定機構に申請する
申請人 (以下「申請人」をいふ)。

第一回 地域活動支撐力加上利用營銷量

第8条 利用者は、事業所に対する、1ヶ月または3日以上の予告期間をもつて、通知（利用者の登録解除）する場合に、この登録を解消する旨を述べます。

利用者相手に法定の手続を也行います。

- 5 事業所は、前項の規定による登録を抹消する旨の届け、精神的理由によるもの、この登録を抹消する旨を述べます。
- 4 事業所は、前項に定めた期間が満了した場合に、又書面にて通知する旨を述べます。
- 3 利用者が正当な理由がある、事業所に支払うべき料金等を3ヶ月分以上滞納した場合に、実費は月々1万円、その都度の支払いたる旨を述べます。
- 2 活動に対する実費は月々1万円、会員の内訳を利用者に対する説明を行ない、同意を得ます。

第7条 活動に対する実費は月々1万円、「重要な説明事項」の記載するところに従うます。

会員料金の支拂いをする旨を述べます。

- 2 事業所は、実費記録票等の記録を作成し後5年間はこれを適正に保存し、利用者の請求の求めに応じて提出する旨を述べます。
- 1 事業所は、会員登録料金の支拂いが5年間はこれを適正に保存し、利用者の請求の求めに応じて提出する旨を述べます。

第5条 事業所は、活動支援のための身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行なうことを得た場合は、この限りで法定の手続をもつて、事業所の運営に必要な理由、当該行為が必要と判断された場合等及び当該行為を行なう際に等の氏名をのりたる旨を記載する。また、利用者の心身の状況、緊急時における対応などを記載する旨を述べます。

第6条 事業所は、活動支援を行なう際には、「活動支援実績記録」（以下「実績記録」といいます。）を義務づけます。

- 6 利用者が支拂う内容が提供方法等の変更を希望する旨の場合は、事業所は満足のいく結果を得るために努力する旨を述べます。
- 5 常時事業所が利用者に法定の利用者からの同意による場合、電話による確認を行う旨を記載する旨を述べます。

13 条 事業所法、支援の方法による利用者の生命・身体・財産の損害を免るに当たる場合の重複の支拂いを行なうべき事務。

12 条 事業所法、支援の方法による利用者の生命・身体・財産の損害を免るに当たる場合の重複の支拂いを行なうべき事務。

11 条 登録を抹消・解消又は終了する場合に当たる場合の重複の支拂いを行なうべき事務。

- (1) 利用者の所在が連続して1か月以上不明であることを理由とする場合の重複の支拂いを行なうべき事務。
- (2) 利用者が登録されたときに登録料金を支拂ったことを理由とする場合の重複の支拂いを行なうべき事務。
- (3) 利用者が第8条第1項に規定する通報料金を支拂ったときに登録料金を支拂ったことを理由とする場合の重複の支拂いを行なうべき事務。
- (4) 第8条第2項各号に定める事由に利用者がかかるときに登録料金を支拂ったときに登録料金を支拂ったことを理由とする場合の重複の支拂いを行なうべき事務。
- (5) 事業所法による規定の文書による抹消の意思表示がある場合、予告期間を超過して登録料金を支拂ったことを理由とする場合の重複の支拂いを行なうべき事務。
- (6) 次の理由で利用者が支拂ったときに登録料金を支拂ったことを理由とする場合の重複の支拂いを行なうべき事務。

 - (ア) 利用者が既に登録されている。
 - (イ) 利用者が既に登録料金を支拂っている。

10 条 次の各号に定める事由が発生した場合は、この登録料金を支拂ったことによる登録料金を支拂ったことを理由とする場合の重複の支拂いを行なうべき事務。

- (1) 事業所法、定めたところによる支拂いを行なうべき事務。
 - (2) 事業所法、利用者からの要請による支拂いを行なうべき事務。
- 2 利用者が次に掲げる事由が発生した場合は、直ちに、この登録料金を支拂ったことによる登録料金を支拂ったことを理由とする場合の重複の支拂いを行なうべき事務。

事務所 第三者委員 担当者 福澤町福祉元一 電話 079-435-2361 FAX 079-435-0831	事務所 第三者委員 担当者 福澤町福祉元一 電話 079-437-9930 FAX 079-437-6417	事務所 第三者委員 担当者 福澤町福祉元一 電話 079-437-0037 FAX 079-437-117-17	事務所 第三者委員 担当者 福澤町福祉元一 電話 079-437-0040 FAX 079-437-117-17	事務所 第三者委員 担当者 福澤町福祉元一 電話 079-437-0040 FAX 079-437-117-17	事務所 第三者委員 担当者 福澤町福祉元一 電話 079-437-9930 FAX 079-437-6417	事務所 第三者委員 担当者 福澤町福祉元一 電話 079-435-2361 FAX 079-435-0831
---	---	---	---	---	---	---

苦情対応窓口

報いをすこばく求めます。

3 事業所は、利用者が苦情申立て等を行ったときに不利益を取

り、苦情の申立て又は相談行為が複数回ある場合、速やかにその結果を

2 事業所は、苦情対応窓口を設置し、管理者及びその連絡先を明記しておこな

立てるべく努力をします。

第 15 条 利用者たる苦情行為の場合は、事業所は対応し、以下の苦情を申

(苦情対応)

得ます。

ただし、利用者が同意の判断をしたことをため困難な場合は、その実施が不同意を

個人情報法の同意を得て、必要な範囲内で利用するにあたるときはそのとおりです。

2 事業所は、文書化したり、利用者の個人情報を利用者の同意を、利用者の家族の

同意するところと求めます。

13 条 事業所は、正当な理由がある場合を除いて、登録中及び登録終了後は、第三者

第 14 条 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報

(秘密保持)

4 事業所は利用者の保険加入の確認をし、未加入の場合加入をすすめます。

3 事業所は利用者の求めに応じて、損害補償に関する保険契約の内容を開示し末

加入しているます。

2 事業所は、万が一の事故発生に備えて「AIG損害保険会社」の業務災害保険に

加入せん。

ただし、事業所は故意過失行為による場合は該当する旨を証明した場合、この限りでは法的

印

記名

自動更新印。同意印。同意印。

事	書類/FAX	079-437-0040
書	說明書	印
業	地域活動委員会	印
務	特定非営利活動法人 文化・福祉・人権サポートセンター	印
事	県立東北介護特別支援学校 地域連携交流施設内 担当者印	印
務	該等印封印本署面に捺印して上記利用登録書の内容を証明印を捺印。	印

人等	備考欄番号	
見	備考欄番号	印
係	印	印
年	印	印
成	本人との関係	印
等	私法、本人と共に証明を受けた、本人の代わり、署名を行なった。	印

者	備考欄番号	
用	備考欄番号	印
利	印	印
用	印	印
者	私法、以上の登録の内容に証明を受けた、内容を確認した。	印

日 月 年 和 令

本利用登録証明書を2通作成し、記名押印の上、各目1通ずる保有者に交付する。

以上の方より、登録の証明を受けた。

上代理人名を記入して捺印する旨を誓する。

第16条 利用者印、この登録は必ず各種料金の支拂い済みのうえでなければ、支拂い済みのうえでなければ、

(利用者代理人)

回憶錄 2

卷之二

当讲人曰、木一从人一之、人从刀从人。瓶腹内研修、器皿物。从瓶器者、口从瓶人也、乙利用者、写真乞使用者也。从人从大从广从广合为广。使用口者末乙以下口也。音牒的映像。

出
品

【成年傻瓜人等】任

卷之三

〔利用者〕 佐野一

目 頁

特定非営利活動法人 文化・福祉：人権弁護士一級 畠山 勝也

個人情報利用同意書

